



山形県公報

平成22年3月19日(金)

号 外(4)

目 次

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例.....	(議 会) ... 6
山形県子育て基本条例.....	(子育て支援課) ... 同
職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例.....	(人 事 課) ... 9
山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 11
山形県部等設置条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 12
山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 15
山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 同
山形県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財 政 課) ... 18
山形県県税条例の一部を改正する条例.....	(税 政 課) ... 20
山形県立自然公園条例の一部を改正する条例.....	(みどり自然課) ... 同
山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例.....	(健康福祉企画課) ... 同
山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 21
山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例.....	(工業振興課) ... 24
山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 26
山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例.....	(農村計画課) ... 同
山形県空港管理条例の一部を改正する条例.....	(交通政策課) ... 同
山形県都市公園条例の一部を改正する条例.....	(都市計画課) ... 27
山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例.....	(教 育 庁) ... 同
山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 28
山形県犯罪被害者等支援条例.....	(警 察 本 部) ... 29
山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	(病院事業局) ... 31

この号で公布された条例のあらまし

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例 (県条例第3号) (議会)

- 1 総務委員会は会計局の分掌に属する事項を、建設委員会は県土整備部の分掌に属する事項を所管し、厚生文化委員会の名称を厚生労働環境委員会に、商工労働観光委員会の名称を商工観光委員会に変更し、厚生労働環境委員会は生活環境部及び子育て推進部の分掌に属する事項並びに労働委員会の所管に属する事項を、商工観光委員会は商工観光部の分掌に属する事項を所管することとした。(第2条第1号、第3号、第5号及び第6号関係)

- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県子育て基本条例 (県条例第4号) (子育て支援課)

- 1 この条例は、子育て支援・少子化対策に関し、基本理念並びに県、県民、保護者及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者総ぐるみで子育て支援・少子化対策を推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 子育て支援・少子化対策に関する基本理念を定めることとした。（第3条関係）
- 3 県の責務、県民の役割、保護者の責務及び事業者の役割について定めることとした。（第4条～第7条関係）
- 4 知事は、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする事とした。（第8条関係）
- 5 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者と協力して推進するための連携体制を整備するものとする事とした。（第9条関係）
- 6 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする事とした。（第10条関係）
- 7 県は、毎年度、子育て支援・少子化対策に関する施策の実施状況を公表するものとする事とした。（第11条関係）
- 8 子育て支援・少子化対策に関する基本的施策について定める事とした。（第12条～第19条関係）

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第5号）（人事課）

- 1 職員の勤務時間に関する条例の一部改正
 - (1) 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務を要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができる事とした。（改正後の第4条の2関係）
 - (2) 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間を超えて勤務をさせてはならない事とした。（改正後の第4条の3第2項関係）
- 2 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正
学校職員について、職員の勤務時間に関する条例の適用を受ける職員に係る1による措置と同様の措置を講ずることとした。
- 3 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正
学校職員について、職員の勤務時間に関する条例の適用を受ける職員に係る1による措置と同様の措置を講ずることとした。
- 4 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)の改正は、同年6月30日から施行することとした。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（県条例第6号）（人事課）

- 1 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150に引き上げることとした。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。
山形県部等設置条例の一部を改正する条例（県条例第7号）（人事課）
 - 1 題名を山形県部設置条例に改めることとした。（題名関係）
 - 2 知事直轄の組織を廃止することとした。（第2条第1項関係）
 - 3 文化環境部、商工労働観光部及び土木部を廃止し、生活環境部、子育て推進部、商工観光部及び県土整備部を設置し、生活環境部は文化振興及び県民活動に関する事項、環境の保全及び環境衛生に関する事項、防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事

項並びに労働に関する事項を、子育て推進部は子育て支援その他の少子化対策に関する事項、児童養護、母子保健及び母子福祉に関する事項並びに青少年対策及び男女共同参画に関する事項を、商工観光部は商業及び工業に関する事項、工業立地に関する事項、計量に関する事項、観光に関する事項並びに国際交流に関する事項を、県土整備部は道路及び河川に関する事項、都市計画に関する事項、県土利用に関する事項、住宅及び建築に関する事項並びに港湾その他土木に関する事項を分掌することとした。（改正後の第2条第2号、第3号、第5号及び第7号関係）

4 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第8号）（人事課）

1 山形県自動車税事務所を廃止することとした。（第3条関係）

2 庄内家畜保健衛生所の位置を東田川郡三川町に変更することとした。（第7条第1項関係）

3 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第9号）（人事課）

1 次に掲げる事務は、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。（改正後の第2条第1項の表第11項、第15項～第17項、第24項、第25項、第36項、第42項及び第44項関係）

(1) 身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者相談員の委託 酒田市、天童市、舟形町、鮭川村、戸沢村及び三川町

(2) 農地法の規定に基づく2ヘクタール以下の農地を農地以外のものにする国又は県との協議等 山形市、米沢市、鶴岡市及び酒田市

(3) 農地法の規定に基づく農地又は採草放牧地の所有権の移転等の許可 舟形町及び鮭川村

(4) 農地法の規定に基づく農地又は採草放牧地の使用貸借による権利又は賃借権の設定の許可等 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、中山町、舟形町、鮭川村、庄内町及び遊佐町

(5) 知的障害者福祉法の規定に基づく知的障害者相談員の委託 酒田市、天童市、舟形町、鮭川村、戸沢村及び三川町

(6) 商工会法の規定に基づく設立の認可等 上山市

(7) 農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づく農用地区域内における開発行為の国又は地方公共団体との協議 山形市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市及び南陽市

(8) 国土利用計画法の規定に基づく届出の受理等 酒田市

(9) 特定非営利活動促進法の規定に基づく特定非営利活動法人の設立の認証等 南陽市

2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第10号）（財政課）

1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。（改正後の第2条第1項第139号の3の3～第139号の3の6、第384号の4、第387号の2及び第431号の2関係）

(1) 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に関する証明書の書換え交付等

(2) 建築物、建築設備及び工作物に係る建築基準法の規定に基づく確認済証の交付を受けていること等の証明書の交付

(3) 建築士法の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていることの証明書の交付

(4) 政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付

2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、1の(4)の改正は、公布の日から施行することとした。

山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第11号）（税政課）

1 総合支庁長に対して自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の賦課徴収等に関する事項を委任することとした。

2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県立自然公園条例の一部を改正する条例（県条例第12号）（みどり自然課）

1 自然公園法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成21年法律第47号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例(県条例第13号)(健康福祉企画課)

1 保健所及び衛生研究所の手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(県条例第14号)(健康福祉企画課)

1 題名を山形県医師修学資金等貸与条例に改めることとした。(題名関係)

2 修学資金の収入要件を廃止することとした。(第2条第1号~第3号関係)

3 新たに設定する大学の医学を履修する課程の第5学年又は第6学年において医学を履修する者を対象とする修学資金及び公的医療機関又は大学病院において後期研修を受けている者を対象とする研修資金について、貸与を受けるために必要な要件、額及び返還債務の免除要件等を定めることとした。(第2条第4号及び第5号、第3条第1項及び第2項、第5条並びに第8条第1項第4号及び第5号関係)

4 山形大学医学部修学資金の貸与額を増額することとした。(第3条第1項関係)

5 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者が、へき地等の公立病院等に勤務することを希望せず、かつ、公的医療機関の特定診療科に勤務することを希望する場合において、知事が適当と認めるときは、特定診療科医師確保修学資金と同様の免除要件により返還の債務を免除するものとする事とした。(改正後の第8条第2項関係)

6 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、5の改正は、公布の日から施行することとした。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例(県条例第15号)(工業振興課)

1 山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料について、徴収に係る項目を整理するとともに、額を改定することとした。

2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例(県条例第16号)(工業振興課)

1 山形県高度技術研究開発センターの研究室の使用料の額を条例で定める金額の範囲内で知事が定める額とする事とした。

2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(県条例第17号)(農村計画課)

1 災害復旧事業につき徴収する分担金の分担率の上限を0.20から0.25に引き上げることとした。

2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例(県条例第18号)(交通政策課)

1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成23年3月31日まで延長することとした。(附則第3項関係)

2 山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を平成22年4月1日から平成23年4月1日までの間は、10分の1とする事とした。(附則第4項関係)

3 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(県条例第19号)(都市計画課)

1 有料公園施設として山形県総合運動公園の第3運動広場に広場2を設置し、その使用料の額を定めることとした。

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第20号）（教育庁）

- 1 学校職員の定数を変更することとした。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（教育庁）

- 1 県立高等学校の生徒のうち次のいずれかに該当するものから授業料及び受講料を徴収することとした。
 - (1) 専攻科に在学する生徒
 - (2) 授業料及び受講料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由として知事が別に定める事由に該当する生徒
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

山形県犯罪被害者等支援条例（県条例第22号）（警察本部）

- 1 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念並びに県及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定めることとした。（第3条関係）
- 3 県及び県民の責務並びに事業者及び民間支援団体の役割について定めることとした。（第4条～第7条関係）
- 4 知事は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする事とした。（第8条関係）
- 5 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする事とした。（第9条関係）
- 6 県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関する施策の実施状況を公表するものとする事とした。（第10条関係）
- 7 犯罪被害者等の支援に関する体制の整備について定める事とした。（第11条～第15条関係）
- 8 犯罪被害者等の支援に関する基本的施策について定める事とした。（第16条～第23条関係）

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第23号）（病院事業局）

- 1 病院事業の診療科目の一部を変更することとした。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第3号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「出納局」を「会計局」に改め、同項第3号中「厚生文化委員会」を「厚生労働環境委員会」に、「山形県部等設置条例（昭和34年3月県条例第2号）第2条第1項に規定する知事直轄の組織、文化環境部」を「生活環境部、子育て推進部」に、「の所管」を「及び労働委員会の所管」に改め、同項第5号中「商工労働観光委員会」を「商工観光委員会」に、「商工労働観光部」を「商工観光部」に改め、「及び労働委員会の所管に属する事項」を削り、同項第6号中「土木部」を「県土整備部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山形県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第3号に規定する厚生文化委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の山形県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第3号に規定する厚生労働環境委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項第5号に規定する商工労働観光委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ新条例第2条第1項第5号に規定する商工観光委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する常任委員会に付託されている事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとする。

山形県子育て基本条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第4号

山形県子育て基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第11条）

第2章 基本的施策（第12条 - 第19条）

附則

「子ども」は、いつの時代においても社会の宝であり、未来への希望である。本県の子どもが、健やかに心豊かに成長するとともに、県民誰もが安心して子どもを産み、育てることができることは、県民の願いである。

しかしながら、家族形態が多様化している中で、子育てに大変さを感じている県民も多いのが現

状であり、特に共働き世帯が多い本県においては、仕事と家庭との両立が課題である。また、少子化も進行しており、県民生活の全般にわたり、将来に深刻な影響をもたらしかねない。

今、全力を挙げて取り組んでいかなければならないのは、こうした事態に対処するための少子化対策であり、「将来の山形」を担う子どもたちを安心して生み、育てる環境を整備することである。これは、本県にとって、人口減少の流れを変える未来への礎である。

幸い本県には、「もう一つの日本」と称されるように自然と人間との調和がとれ、多彩な地域文化、三世同居や地域社会における連帯感をはじめとする互助の精神が引き継がれるなど、子育てにとって恵まれた環境がある。

これらの子育てに適した環境を生かして、行政、県民、家庭、事業者、保育所、幼稚園、学校、非営利活動団体、地域の団体等がそれぞれの役割分担の下に連携し、子育ての喜びや素晴らしさを共有しながら、総ぐるみで支援し、子育ての負担感の軽減を図っていくことが大切である。

そのためには、県民一人一人ができることから、子どもや子どもを生み、育てる家庭に対する応援活動を実践することが必要である。

人と人が「お互いさまの心」を大切にして助け合う行動が積み重なって、やがて、山形らしい風土となって親から子へと受け継がれていく。これにより、自然と人間との調和を図りながら、多彩な地域文化を生かし、将来にわたって、本県に生まれ、育つすべての子どもが健やかに心豊かに成長するとともに、誰もが「子育てするなら山形県」と実感できる社会を実現することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子育て支援・少子化対策に関し、基本理念並びに県、県民、保護者及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者総ぐるみで子育て支援・少子化対策を推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、子どもを生み、育てる者の負担の軽減その他の県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者の取組をいう。

（基本理念）

第3条 子育て支援・少子化対策は、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- (1) 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (2) 父母その他の保護者が、子育てについて第一義的責任を有するものであること。
- (3) 県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携し、協力すること。
- (4) 結婚、出産及び子育てに関する個人の意思を尊重すること。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、子育て支援・少子化対策の推進に当たり、市町村と緊密に連携するものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、子育て支援・少子化対策の重要性についての関心と理解を深め、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において、すべての世代の県民が互いに協力し、地域の特色ある資源を活用した子どもの自然体験、文化体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供等を通じて、子育て支援・少子化対策に取り組むよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第6条 父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、家庭が子どもを育てる基盤であることを認識し、子どもが社会の一員としての自覚と責任を持つよう、自らが模範となって、深い愛情と責任を持って育てるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（計画の策定）

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、計画を策定するに当たっては、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者の意見を聴かなければならない。

3 知事は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

（連携体制）

第9条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者と協力して推進するための連携体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第10条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第11条 県は、毎年度、子育て支援・少子化対策に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 基本的施策

（社会的気運の醸成）

第12条 県は、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について県民の認識を深めるとともに、結婚及び子育ての支援に取り組む社会的気運の醸成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（子どもを生み、育てる者の負担軽減）

第13条 県は、子どもを生み、育てる者の負担を軽減するため、子どもを生み、育てる者の交流の促進、保育サービスの整備その他の多様な需要に対応した子育ての支援が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（子ども及び子どもを生み、育てる者の健康増進）

第14条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠及び出産に関する情報の提供及び相談の実施、母子保健医療体制の充実その他の子ども及び子どもを生み、育てる者の健康を増進するために必要な措置を講ずるものとする。

（仕事と子育てとの両立の支援）

第15条 県は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育サービスの体制の整備に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（安心して生活を送ることができる環境の整備）

第16条 県は、子ども及び子どもを生み、育てる者が安心して生活を送ることができるよう、居住環境の整備に係る支援、道路の整備その他の子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した生活環境を整備するために必要な措置を講ずるものとする。

（若者が自立して家庭生活を送ることができる環境の整備）

第17条 県は、子どもを生み、育てる若者が自立して家庭生活を送ることができるよう、県内における就業機会の確保、地域において能力を発揮することができる環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県民運動）

第18条 県は、子育て支援・少子化対策が、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者と総ぐるみとなった運動として行われるよう、これらの者の取組に対する支援、啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（家庭の日）

第19条 県民の間に広く子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県民が家族のきずなを大切にするため、家庭の日を設ける。

2 家庭の日は、毎月の第3日曜日とする。

3 県は、市町村その他子育ての支援に関する取組を行う者と連携し、家庭の日の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第5号

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「（昭和26年12月県条例第64号）」、「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、」及び「職員が、人事委員会規則で定めるところにより、」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「前条第2項」を「第4条第2項」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第4条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第4条の2 任命権者は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第2条第4項又は第6項の規定により勤務時間が割り振られた日（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）第2条第1項に規定する休日及び同条例第2条の2第1項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「休日を」を「休日及び同条例第4条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を」に改める。

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして県教育委員会が県人事委員会と協議して定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。以下この項において同じ。）が、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、」及び「学校職員が、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、」を削り、同項を同条例第4項とし、同条例第2項中「（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして県教育委員会が県人事委員会と協議して定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「前条第2項」を「第6条第2項」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条例第3項とし、同条例第1項の次に次の1項を加える。

2 県教育委員会は、3歳に満たない子のある学校職員が、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第6条の2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき学校職員に対して、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、県教育委員会が県人事委員会と協議して定める期間内にある第4条第1項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第7条の2に規定する休日（校長が同条の規定により休日を勤務を要しない日及び休日以外の日と替えた場合にあつては、その休日を替えて同条に規定する休日となつた日。第7条の3、第10条及び第11条において同じ。）及び第7条の3第1項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された学校職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第7条の3第1項中「（校長が前条の規定により休日を勤務を要しない日及び休日以外の日と替えた場合にあつては、その休日を替えて休日となつた日。以下同じ。）」を削り、「第4条第1項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日）」を「（第6条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第16条の2第3項中「（昭和32年8月県条例第30号）」を削る。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「第6条第1項」を「第6条第1項、第6条の2第1項」に、

第6条の2第1項及び第2項	県教育委員会は	市町村教育委員会は	を に
第6条の2第1項	校長	校長又は学校給食法 (昭和29年法律第160号)第6条に規定する 施設の長	
第6条の3第1項及び第2項	県教育委員会は	市町村教育委員会は	を

改め、「(昭和29年法律第160号)」及び

第7条の3第1項	校長	校長又は学校給食法第 6条に規定する施設の 長	を
----------	----	-------------------------------	---

削る。

第5条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中	第6条の3第1項及び第2項	を
--------	---------------	---

第6条の3第1項から第3項まで	に改める。
-----------------	-------

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第6条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年7月県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)、休日」を「時間外勤務代休時間(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)、休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)、休日」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「第6項」を「第6項並びに第4条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の勤務時間に関する条例第4条の2の改正規定(同条第3項中「(昭和26年12月県条例第64号)」を削る部分、同条第2項中「前条第2項」を「第4条第2項」に改める部分及び同条を第4条の3とする部分を除く。)、第3条中山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第6条の2の改正規定(同条第2項中「前条第2項」を「第6条第2項」に改める部分及び同条を第6条の3とする部分を除く。)及び第5条の規定は、同年6月30日から施行する。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第6号

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の一部を次のように改正する。
第15条第3項中「この項」を「この条」に改め、同条に次の3項を加える。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(職員勤務時間条例第2条第4項及び第6項並びに県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項及び第3項(これらの規定を市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間と前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員等には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあっては100分の150(当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 職員勤務時間条例第4条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員等が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その時間が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあっては100分の150(当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第3項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあっては100分の50から同項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

山形県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第7号

山形県部等設置条例の一部を改正する条例

山形県部等設置条例(昭和34年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

山形県部設置条例

第1条中「部等」を「部」に改める。

第2条第1項を削り、同条第2項第1号中りを削り、又をりとし、同項第2号中「文化環境部」を「生活環境部」に改め、同号イ中「、県民活動及び国際交流」を「及び県民活動」に改め、同号に次のように加える。

八 防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項

二 労働に関する事項

第2条第2項第6号中「土木部」を「県土整備部」に改め、同号中イを削り、口をイとし、八を口とし、二を八とし、ホを二とし、へをホとし、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「商工労働観光部」を「商工観光部」に改め、同号中二を削り、ホを二とし、同号に次のように加える。

ホ 国際交流に関する事項

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 子育て推進部

イ 子育て支援その他の少子化対策に関する事項

ロ 児童養護、母子保健及び母子福祉に関する事項

ハ 青少年対策及び男女共同参画に関する事項

第2条第2項を同条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(山形県観光事業審議会条例の一部改正)
- 2 山形県観光事業審議会条例（昭和27年12月県条例第67号）の一部を次のように改正する。
第5条中「商工労働観光部」を「商工観光部」に改める。
(山形県職業能力開発審議会条例の一部改正)
- 3 山形県職業能力開発審議会条例（昭和37年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第9条中「商工労働観光部」を「生活環境部」に改める。
(山形県防災会議条例の一部改正)
- 4 山形県防災会議条例（昭和37年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。
第6条中「総務部」を「生活環境部」に改める。
(山形県災害対策本部条例の一部改正)
- 5 山形県災害対策本部条例（昭和37年10月県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第5条中「総務部」を「生活環境部」に改める。
(山形県都市計画審議会条例の一部改正)
- 6 山形県都市計画審議会条例（昭和44年7月県条例第30号）の一部を次のように改正する。
第9条中「土木部」を「県土整備部」に改める。
(山形県開発審査会条例の一部改正)
- 7 山形県開発審査会条例（昭和45年3月県条例第20号）の一部を次のように改正する。
第6条中「土木部」を「県土整備部」に改める。
(山形県交通安全対策会議条例の一部改正)
- 8 山形県交通安全対策会議条例（昭和45年10月県条例第46号）の一部を次のように改正する。
第5条中「総務部」を「生活環境部」に改める。
(山形県農村地域工業等導入審議会条例の一部改正)
- 9 山形県農村地域工業等導入審議会条例（昭和46年10月県条例第38号）の一部を次のように改正する。
第7条中「商工労働観光部」を「商工観光部」に改める。
(山形県地方港湾審議会条例の一部改正)
- 10 山形県地方港湾審議会条例（昭和49年3月県条例第26号）の一部を次のように改正する。
第7条中「土木部」を「県土整備部」に改める。
(山形県土地利用審査会条例の一部改正)
- 11 山形県土地利用審査会条例（昭和49年10月県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第5条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

- （山形県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正）
- 12 山形県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年10月県条例第45号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「総務部」を「生活環境部」に改める。
- （山形県公害審査会条例の一部改正）
- 13 山形県公害審査会条例（昭和52年12月県条例第44号）の一部を次のように改正する。
- 第4条中「文化環境部」を「生活環境部」に改める。
- （山形県青少年健全育成条例の一部改正）
- 14 山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。
- 第23条中「山形県部等設置条例（昭和34年3月県条例第2号）第2条第1項に規定する知事直轄の組織」を「子育て推進部」に改める。
- （山形県環境審議会条例の一部改正）
- 15 山形県環境審議会条例（平成6年7月県条例第45号）の一部を次のように改正する。
- 第7条中「文化環境部」を「生活環境部」に改める。
- （山形県産業構造審議会条例の一部改正）
- 16 山形県産業構造審議会条例（平成7年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。
- 第1条及び第11条中「商工労働観光部」を「商工観光部」に改める。
- （山形県環境影響評価条例の一部改正）
- 17 山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号）の一部を次のように改正する。
- 第47条中「文化環境部」を「生活環境部」に改める。
- （山形県社会福祉審議会条例の一部改正）
- 18 山形県社会福祉審議会条例（平成12年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。
- 第8条中「山形県部等設置条例（昭和34年3月県条例第2号）第2条第1項に規定する知事直轄の組織」を「子育て推進部」に改める。
- （山形県大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正）
- 19 山形県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年7月県条例第60号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「商工労働観光部」を「商工観光部」に改める。
- （山形県土地収用事業認定審議会条例の一部改正）
- 20 山形県土地収用事業認定審議会条例（平成14年3月県条例第28号）の一部を次のように改正する。
- 第7条中「土木部」を「県土整備部」に改める。
- （山形県男女共同参画推進条例の一部改正）
- 21 山形県男女共同参画推進条例（平成14年7月県条例第45号）の一部を次のように改正する。
- 第25条中「山形県部等設置条例（昭和34年3月県条例第2号）第2条第1項に規定する知事直轄の組織」を「子育て推進部」に改める。
- （山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例の一部改正）
- 22 山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例（平成16年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「総務部」を「生活環境部」に改める。
- （山形県国民保護協議会条例の一部改正）
- 23 山形県国民保護協議会条例（平成16年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。
- 第8条中「総務部」を「生活環境部」に改める。
- （山形県消費生活条例の一部改正）
- 24 山形県消費生活条例（平成18年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。
- 第44条中「総務部」を「生活環境部」に改める。
- （山形県景観条例の一部改正）

- 25 山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の一部を次のように改正する。
第40条中「土木部」を「県土整備部」に改める。
（山形県公共調達基本条例の一部改正）
- 26 山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号）の一部を次のように改正する。
第11条中「土木部」を「県土整備部」に改める。
（山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会条例の一部改正）
- 27 山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会条例（平成21年10月県条例第66号）の一部を次のように改正する。
第6条中「総務部」を「生活環境部」に改める。

山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第8号

山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県行政機関の設置等に関する条例（昭和44年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第4条の2を第4条とする。

第7条第1項の表中 「東田川郡庄内町」 を 「東田川郡三川町」 に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第9号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第11項市町村の欄中「中山町及び大蔵村」を「酒田市、天童市、中山町、舟形町、大蔵村、鮭川村、戸沢村及び三川町」に改め、同表第15項事務の欄中「第17項」を「第18項」に、「及び次項」を「から第17項まで」に改め、同欄第2号中「法第5条第3項」を「同条第6項並びに法第5条第3項及び第5項」に改め、同欄第9号中「第1条の7第2項及び第1条の15第2項」を「第7条第2項及び第15条第2項」に、「第1条の2第4項」を「第3条第4項」に、「第3号」を「第4号」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄第8号中「第83条の2」を「第51条第1項」に、「第3号」を「第4号」に改め、同号を同欄第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

（11）法第51条第3項の規定による原状回復等の措置等（前号に規定する処分に係るものに限る。）

第2条第1項の表第15項事務の欄第7号中「第83条」を「第50条」に、「第3号」を「第4号」に、「第4号」を「第3号及び第5号に規定する協議、第6号」に、「第6号」を「前号」に、「並びに」を「、」に、「処分」を「処分並びに第11号に規定する措置等」に改め、同号を同欄第9号とし、同欄第6号中「第82条第5項」を「第49条第5項」に、「第4号」を「第6号」に改め、同号を同欄第8号とし、同欄第5号中「第82条第3項」を「第49条第3項」に改め、同号を同欄第7号とし、同欄第4号中「第82条第1項」を「第49条第1項」に、「前号」を「第4号」に、「並びに第8号」を「、第10号」に、「処分」を「処分並びに第11号に規定する措置等」に改め、

同号を同欄第6号とし、同欄中第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 法第5条第4項の規定による国又は県との協議(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。)

第2条第1項の表第15項事務の欄第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第4条第5項の規定による国又は県との協議(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。)

第2条第1項の表第15項市町村の欄中「天童市」を「天童市(第3号、第5号及び第11号に掲げる事務にあっては、村山市及び天童市を除く。)」に改め、同表第16項事務の欄中「もの」を「もの(法第3条第3項の規定の適用がない場合に限る。)」に改め、同欄第1号中「第1条の4第2号」を「第5条第2号」に改め、同欄第2号中「第1条の2第4項」を「第3条第4項」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 法第49条第1項の規定による立入調査等(前号に規定する許可に係るものに限る。)
- (3) 法第49条第3項の規定による前号に規定する立入調査等の通知又は公示
- (4) 法第49条第5項の規定による第2号に規定する立入調査等による損失の補償
- (5) 法第50条の規定による報告の徴収(第1号に規定する許可、第2号に規定する立入調査等及び前号に規定する損失の補償に係るものに限る。)

第2条第1項の表第16項市町村の欄中「真室川町」を「舟形町、真室川町、鮭川村」に改め、同表中第47項を第49項とし、第43項から第46項までを2項ずつ繰り下げ、同表第42項市町村の欄中「村山市」を「村山市、南陽市」に改め、同項を同表第44項とし、同表中第41項を第43項とし、第40項を第41項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>42 国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第23条第1項の規定による届出の受理 (2) 法第24条第1項の規定による土地利用審査会への付議及び勧告 (3) 法第24条第3項の規定による勧告をしなければならない期間の延長等 (4) 法第25条の規定による勧告に基づき講じた措置についての報告の徴収 (5) 法第26条の規定による勧告に従わない旨及び勧告の内容の公表 (6) 法第27条の規定による措置 (7) 法第27条の2の規定による助言 (8) 法第41条第1項の規定による立入検査及び質問(第1号に規定する届出に係るものに限る。) 	<p>酒田市</p>
--	------------

第2条第1項の表中第39項を第40項とし、第36項から第38項までを1項ずつ繰り下げ、同表第35項事務の欄第2号中「の規定」を「(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第15条の2第7項の規定による国又は地方公共団体との協議

第2条第1項の表第35項市町村の欄を次のように改める。

<p>長井市及び東根市以外の市(第3号に掲げる事務にあっては、米沢市、鶴岡市、村山市、</p>

天童市及び尾花沢市を除く。)

第2条第1項の表中第35項を第36項とし、第30項から第34項までを1項ずつ繰り下げ、同表第29項事務の欄中「第33項」を「第34項」に改め、同項を同表第30項とし、同表中第28項を第29項とし、第27項を第28項とし、同表第26項事務の欄第1号中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同欄第4号中「第19条第1項」を「第19条第2項」に改め、同欄第5号中「第19条第1項」を「第19条第2項」に改め、「家庭用品品質表示法施行令第3条第2項に規定する」を削り、同項を同表第27項とし、同表中第25項を第26項とし、同表第24項市町村の欄を次のように改める。

上山市及び川西町

第2条第1項の表中第24項を第25項とし、同表第23項市町村の欄中「中山町及び大蔵村」を「酒田市、天童市、中山町、舟形町、大蔵村、鮭川村、戸沢村及び三川町」に改め、同項を同表第24項とし、同表中第18項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、同表第17項事務の欄第1号から第4号までを削り、同欄第5号中「第20条第1項」を「第18条第1項」に改め、同号を同欄第1号とし、同欄第6号中「第20条第3項」を「第18条第3項」に改め、同号を同欄第2号とし、同欄に次の4号を加える。

- (3) 法第49条第1項の規定による立入調査等（第1号に規定する許可に係るものに限る。）
- (4) 法第49条第3項の規定による前号に規定する立入調査等の通知又は公示
- (5) 法第49条第5項の規定による第3号に規定する立入調査等による損失の補償
- (6) 法第50条の規定による報告の徴収（第1号に規定する許可、第3号に規定する立入調査等及び前号に規定する損失の補償に係るものに限る。）

第2条第1項の表第17項市町村の欄中「（第1号から第4号までに掲げる事務にあっては、南陽市、高畠町及び川西町を除く。）」を削り、同項を同表第18項とし、同表第16項の次に次の1項を加える。

- 17 法及び政令に基づく事務のうち次に掲げるもの（法第3条第3項の規定の適用がある場合に限る。）
- (1) 法第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地の使用貸借による権利又は賃借権の設定の許可
 - (2) 法第3条第4項の規定による通知
 - (3) 法第3条の2第1項の規定による勧告
 - (4) 法第3条の2第2項の規定による許可の取消し
 - (5) 法第49条第1項の規定による立入調査等（第1号に規定する許可及び前号に規定する許可の取消しに係るものに限る。）
 - (6) 法第49条第3項の規定による前号に規定する立入調査等の通知又は公示
 - (7) 法第49条第5項の規定による第5号に規定する立入調査等による損失の補償
 - (8) 法第50条の規定による報告の徴収（第1号に規定する許可、第3号に規定する勧告、第4号に規定する許可の取消し、第5号に規定する立入調査等及び前号に規定する損失の補償に係るものに限る。）
 - (9) 政令第3条第4項の規定による申請書の提出があった旨の通知

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、中山町、舟形町、鮭川村、庄内町及び遊佐町

附則第3項中「第2条第1項の表第29項」を「第2条第1項の表第30項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第15項事務の欄第4号の改正規定(「第82条第1項」を「第49条第1項」に改める部分に限る。)、同欄第5号の改正規定(同号を同欄第7号とする部分を除く。)、同欄第6号の改正規定(「第82条第5項」を「第49条第5項」に改める部分に限る。)、同欄第7号の改正規定(「第83条」を「第50条」に改める部分に限る。)、同欄第8号の改正規定(「第83条の2」を「第51条第1項」に改める部分に限る。)、同欄第9号の改正規定(「第3号」を「第4号」に改める部分及び同号を同欄第12号とする部分を除く。)、同表第16項事務の欄第1号の改正規定、同欄第2号の改正規定(同号を同欄第6号とする部分を除く。)、同表第17項の改正規定(同項事務の欄に4号を加える部分及び同項を同表第18項とする部分を除く。)及び同表第26項の改正規定(同項を同表第27項とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により市町村の長が執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第10号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第139号の3の2の次に次の4号を加える。

- | | | |
|--|------------------------|------------------|
| (139)の3の3 土壤汚染対策法第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に関する証明書の書換え交付 | 汚染土壤処理業許可証
書換え交付手数料 | 1,600円 |
| (139)の3の4 土壤汚染対策法第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に関する証明書の再交付 | 汚染土壤処理業許可証
再交付手数料 | 1,600円 |
| (139)の3の5 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査 | 汚染土壤処理業許可更
新申請手数料 | 220,000円 |
| (139)の3の6 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 | 汚染土壤処理業の変更
許可申請手数料 | 220,000円 |
| 第2条第1項第384号の3の次に次の1号を加える。 | | |
| (384)の4 建築物、建築設備及び工作物に係る次の事項の証明書の交付 | 確認済証等交付証明書
交付手数料 | 証明書1通につき
500円 |
| イ 建築基準法第6条第4項及び第18条第3項(これらの規定を同法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けていること。 | | |
| ロ 建築基準法第7条第5項及び第18条第16項(これらの規定を同法第87条の2並びに第88条 | | |

第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けていること。

八 建築基準法第7条の3第5項及び第18条第19項(これらの規定を同法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による中間検査合格証の交付を受けていること。

第2条第1項第387号の次に次の1号を加える。

(387)の2 建築士法第23条の3第1項の規定による 建築士事務所登録証明 証明書1通につき
建築士事務所の登録を受けていることの証明書の 書交付手数料 500円
交付

第2条第1項第431号の2中「(昭和23年法律第194号)」を削り、「次」を「前号」に改め、同号の表を削り、同号を同項第431号の3とし、同項第431号の次に次の1号を加える。

(431)の2 政治資金規正法(昭和23年法律第194 少額領収書等の写しに 次の表の左欄に掲
号)第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書 係る写しの交付手数料 げる区分に応じ、
等の写しに係る写しの交付 それぞれ同表の右
欄に定める額

区分	金額
イ 複写機により用紙に複写したものの交付	交付する用紙の枚数(用紙の両面を用いる場合にあっては、用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。)1枚につき10円
ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この表において同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付	交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円
ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき80円
ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき160円

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第431号の2の改正規定及び同号を同項第431号の3とし、同項第431号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行す

る。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第11号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「総合支庁等」を「総合支庁」に改め、同条第1項中「自動車取得税及び」を削り、「にあつては自動車税事務所」を「（第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの及び同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するものを除く。）にあつては納税義務者の住所又は所在地を所管する総合支庁（納税義務者の住所又は所在地が県外に所在するものにあつては、村山総合支庁）」に、「総合支庁」を「総合支庁（自動車取得税に係るもの及び自動車税に係るもの（第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの及び同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するものに限る。）であつて、課税地が最上総合支庁及び置賜総合支庁の所管区域内に所在するものについては、村山総合支庁）」に改め、同条第3項中「自動車税事務所又は」を削る。

第10条中「自動車税事務所又は」を削る。

第11条中「自動車取得税及び自動車税に係る徴収金については自動車税事務所の出納員又は総合支庁の出納員に、その他の徴収金については」を削る。

第13条中「、自動車税事務所又は課税地」を「又は徴収金の賦課徴収に関する事項」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

山形県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第12号

山形県立自然公園条例の一部を改正する条例

山形県立自然公園条例（昭和33年7月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第2章第4節」を「第2章第6節」に改める。

第24条中「第2章第5節」を「第2章第7節」に改める。

附 則

この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第13号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

項目		単位	金額
食品検査	成分規格検査	1件	16,300 ^円
	定性分析試験	1成分	8,880
	定量分析試験	〃	50,900
	微生物学的検査	1種目	6,820
環境検査	土壌底質等検査	1成分	54,500
	微生物学的検査	1種目	6,820
水質検査	定量分析試験	1成分	40,100
	微生物学的検査	1種目	6,820
温泉分析試験		1件	78,700
温泉小、中分析試験成績書の謄本の交付		1通	4,400
診断書、成績書の謄本、証明書等の交付		〃	840

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第14号

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県医師修学資金貸与条例（平成17年7月県条例第78号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県医師修学資金等貸与条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、県が、毎年度予算の範囲内において、県内の医療機関に医師として勤務しようとする者に対し、その修学又は研修に必要な資金を貸与し、もって県内の医療機関に勤務する医師の確保に資することを目的とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公立病院等 県若しくは市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。）又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項

に規定する地方独立行政法人が開設する県内の病院又は診療所をいう。

- (2) 公的医療機関 県内の医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。
- (3) 公的医療機関の特定診療科 規則で定める公的医療機関の診療科等をいう。
- (4) 大学病院 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する県内の病院をいう。
- (5) 大学病院の特定診療科 規則で定める大学病院の診療科等をいう。
- (6) 臨床研修 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。
- (7) 後期研修 臨床研修を修了した医師の専門性を高める研修をいう。

第2条中「修学資金の」を「資金（以下「修学資金等」という。）の」に、「者と」を「者であって、修学資金等の返還の債務がないものと」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要と認めた場合は、修学資金等の返還の債務がある者であっても、修学資金等の貸与を受けることができる。

第2条第1号イ中「大学」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（以下「大学」という。）」に改め、同号ニを削り、同条第2号イ中「規則で定める医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（県内に所在するものに限る。以下「公的医療機関」という。）の診療科等（以下「」及び「」という。）」を削り、同号ハを削り、同条第3号ニを削り、同条に次の2号を加える。

(4) 短期修学資金

- イ 大学を卒業した後、公立病院等に勤務する意思を有していること。
- ロ 大学の医学を履修する課程の第5学年又は第6学年に在学していること。

(5) 後期研修医研修資金

- イ 貸与の期間が終了した後、公的医療機関の特定診療科又は大学病院の特定診療科に勤務する意思を有していること。
- ロ 公的医療機関又は大学病院において後期研修を受けていること。
- ハ 後期研修を開始した日前1年の期間、県内の医療機関に勤務せず、かつ、県内の学校教育法第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）の医学を履修する課程に在学していないこと。

第3条を次のように改める。

（修学資金等の額及び貸与期間）

第3条 修学資金等の額は、短期修学資金にあつては年額150万円以内とし、その他の修学資金等にあつては年額200万円以内とする。

- 2 修学資金等を貸与する期間は、地域医療従事医師確保修学資金、特定診療科医師確保修学資金、山形大学医学部修学資金及び短期修学資金（以下「修学資金」という。）にあつてはその貸与を受ける者の在学する大学の正規の修業年限までとし、後期研修医研修資金にあつては3年以内とする。

第4条に次の1項を加える。

- 2 知事は、後期研修医研修資金の貸与を受けている者（以下「後期研修医」という。）が後期研修を中断したときは、後期研修を中断した日から後期研修を再開した日の前日まで後期研修医研修資金の貸与を行わないものとする。この場合において、貸与を行わない期間の分として既に貸与された後期研修医研修資金があるときは、その後期研修医研修資金は、当該後期研修医が後期研修を再開した日以後の分として貸与されたものとみなす。

第5条中「修学生が」及び「こととなった」を削り、「、修学資金」を「、修学資金等」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 修学生が次のいずれかに該当することとなったとき。

- イ 退学したとき。
- ロ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

ハ 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき。

(2) 後期研修医が次のいずれかに該当することとなったとき。

イ 後期研修を中止したとき。

ロ 心身の故障のため、後期研修を継続する見込みがなくなると認められるとき。

第5条第3号を削り、同条第4号中「修学資金」を「修学生及び後期研修医が修学資金等」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 修学生及び後期研修医が死亡したとき。

第5条第5号を削り、同条第6号中「修学資金」を「修学生及び後期研修医が修学資金等」に改め、同号を同条第5号とする。

第6条第1項各号列記以外の部分中「修学資金」を「修学資金等」に、「第8条第3項」を「第8条第4項」に改め、同項第1号中「第8条第3項」を「第8条第4項」に、「前条第4号」を「前条第3号」に、「者が」を「修学資金の貸与を受けていた者が」に改め、同項第2号中「大学」を「修学資金の貸与を受けていた者が大学」に改め、同項第3号中「修学資金」を「修学資金等」に、「又は同条第3項」を「、同項第4号ロ、同項第5号ロ又は同条第4項」に改め、同条第2項中「修学資金」を「修学資金等」に改める。

第7条中「修学資金」を「修学資金等」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「修学資金」を「修学資金等」に改め、同項第1号イ中「医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「」、 「 」という。)」及び「国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人が設置する病院(県内に所在するものに限る。以下「」を削り、「大学病院で研修」を「大学病院で後期研修」に、「研修期間を」を「後期研修の期間を」に改め、同イ(イ)中「学校教育法に基づく」を削り、同項第2号イ中「大学病院で研修」を「大学病院で後期研修」に、「研修期間を」を「後期研修の期間を」に改め、同イ(イ)中「学校教育法に基づく」を削り、同項第3号イ中「大学病院で研修」を「大学病院で後期研修」に、「研修期間を」を「後期研修の期間を」に改め、同イ(イ)中「学校教育法に基づく」を削り、同項に次の2号を加える。

(4) 短期修学資金

イ 医師免許を取得した後直ちに公立病院等(臨床研修期間にあっては、公的医療機関又は大学病院)に勤務した場合において、その引き続き在職期間(臨床研修を受けていた期間を除き、臨床研修を修了した後に大学病院で後期研修を受ける場合にあっては、当該後期研修の期間を含む。)が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該事由が存続する間は、引き続き公立病院等に在職することを要しないものとする。

(イ) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき(医師免許を受けている場合に限る。)。

(ロ) 臨床研修を修了した後に規則で定める県外の医療機関で研修(研修期間が1年以内のものに限る。)を受けているとき。

(ハ) 修学資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由により、公立病院等(臨床研修期間にあっては、公的医療機関又は大学病院)に勤務していないとき。

ロ 在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(5) 後期研修医研修資金

イ 貸与の期間が終了した後直ちに公的医療機関の特定診療科又は大学病院の特定診療科に勤務した場合において、その引き続き在職期間が後期研修医研修資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき。ただし、後期研修医研修資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由により、公的医療機関の特定診療科又は大学病院の特定診療科に勤務していないときは、当該事由が存続する間は、引き続き公的医療機関の特定診療科又は大学病院の特定診療科に在職することを要しないものとする。

- ロ 在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。
- 第8条第3項中「前2項」を「前3項」に、「修学資金」を「修学資金等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「当該修学資金」を「当該特定診療科医師確保修学資金」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者が、規則で定めるべき地等の公立病院等に勤務することを希望せず、かつ、公的医療機関の特定診療科に勤務することを希望する場合において、臨床研修を修了する前にその旨を申請し、知事が適当と認めるときは、当該地域医療従事医師確保修学資金の返還の債務の免除については、前項第2号の規定を準用する。
- 第9条中「修学資金」を「修学資金等」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項の改正規定（「前2項」を「前3項」に改める部分に限る。）、同項を同条第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第15号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(6) 記録写真撮影

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

区 分	項	目	単 位	金 額
試 験	強度試験	工 業 材 料	1 試験 1 試料	3,490円
		土 木 建 設 材 料	1 試験 1 試料	2,230円
		工 業 製 品	1 試験 1 試料	7,220円
		土 木 建 設 製 品	1 試験 1 試料	5,300円
	種別物性 試験	織 維	1 試験 1 試料	3,060円
		食 品	1 試験 1 試料	5,280円
		土 木 建 設 材 料	1 試験 1 試料	110,000円
		そ の 他	1 試験 1 試料	9,270円
	共 通 物 性 試 験		1 試験 1 試料	24,300円

		精 密 測 定 試 験	1 試験	1 試料	3,820円
		電 気 計 測 試 験	1 試験	1 試料	2,300円
		非 破 壊 試 験	1 試験	1 試料	12,900円
		顕 微 鏡 試 験	1 試験	1 試料	4,790円
分 析	化学分析	金 属 材 料	1 試料	1 成分	5,460円
		織	1 試料	1 成分	1,420円
		そ の 他	1 試料	1 成分	8,840円
		機 器 分 析	1 分析		16,700円
		食 品 、 飲 料 分 析	1 試料	1 成分	12,400円
加 工		木 材 乾 燥	1 時間		670円
		機 械 加 工	30分		1,530円
		金 属 溶 解	1 時間		4,140円
		金 属 熱 処 理	30分		2,300円
		仕 上 加 工	30分		1,670円
		試 料 加 工	30分		2,000円
		キ ャ ッ ピ ン グ 加 工	1 試料	1 面	820円
		試 料 成 形	1 時間		4,170円
		試 料 作 製	1 試料		9,860円
		供 試 体 養 生	1 供試体	24時間	30円
		マ イ ク ロ マ シ ニ ン グ 加 工	1 時間		4,910円
デザイン、色 見本製作、モ デル製作	デザイン	織 維 製 品	1 件		35,000円
		工 業 機 器 、 生 活 機 器	1 件		178,000円
		グラフィック、家具、クラフト	1 件		91,800円

	色 見 本 製 作	1 件	5,360円
	モ デ ル 製 作	1 件	42,500円
成績書複製	成 績 書 複 製	1 通	570円
記録写真撮影	記 録 写 真 撮 影	1 回	400円

別表の備考中「3,200円」を「3,490円」に、「280円」を「270円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第16号

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例

山形県高度技術研究開発センター条例（平成6年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1施設の項の表中

312,400円

 を

217,700円の範囲内で知事が定める額

 に改め、同表の備

考第1項中「研究室及び」、「研究室にあっては10,400円に、特別研究室にあっては」及び「、それぞれ」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第17号

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

山形県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和36年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

災害復旧事業	0.20
--------	------

 を

災害復旧事業	0.25
--------	------

 に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第18号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例(昭和39年3月県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 4 第2項の航空機のうち山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1着陸料の項の規定の適用については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間は、第2項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及び口の金額の合計額に」とあるのは「イ及び口の金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又は口の金額に」とあるのは「イ又は口の金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1項の表山形県総合運動公園の項中

第3運動広場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 510円	を
	上記以外の場合		1時間当たり 1,020円	
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 510円	に改める。
		上記以外の場合	1時間当たり 1,020円	
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 250円	
		上記以外の場合	1時間当たり 510円	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例(昭和33年4月県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護 教員	栄養 教諭	寄宿舍 指導員	実習 助手	事務 職員	技術 職員	その他 の職員	計
小学校 中学校	人 6,505	人 427	人 31	人	人	人 433	人	人 50	人 7,446
特別支 援学校	693	17		98	19	40		65	932
高等学校	1,992	61		1	186	168	11	128	2,547

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第21号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、県立高等学校の授業料、受講料、入学料及び受験料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（授業料等の徴収）

第1条の2 県立高等学校の生徒のうち次の各号のいずれかに該当するものから授業料及び受講料を徴収する。

(1) 専攻科に在学する生徒

(2) 授業料及び受講料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でない認められる特別の事由として知事が別に定める事由に該当する生徒

2 県は、県立高等学校に入学を許可された者から入学料を徴収する。

3 県は、県立高等学校に入学するための試験を受けようとする者から受験料を徴収する。

第3条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、学年又は年度の中で第1条の2第1項第2号に規定する生徒に該当することとなつた者について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「中途で入学し、又は退学する」とあるのは「中途で第1条の2第1項第2号に規定する生徒に該当することとなる」と、「在学する」とあるのは「同号に規定する生徒に該当する」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号

山形県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第10条）

第2章 体制の整備（第11条 - 第15条）

第3章 基本的施策（第16条 - 第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念並びに県及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(4) 県民等 県民、事業者及び民間支援団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重し、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等によりその名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮して推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、すべての県民等が日常生活又は社会生活において様々な問題に直面している犯罪被害者等の状況を理解し、それぞれの立場における自主的な取組を行うことにより推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等の支援の推進に当たり、国、市町村及び県民等と連携し、及び協力して取り組むものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者

等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等に対して犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の事情に応じて、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

第8条 知事は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、市町村及び県民等の意見を聴かなければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第10条 県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 体制の整備

(推進体制の整備)

第11条 県は、国、市町村及び県民等と連携して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

(総合的相談体制の整備)

第12条 県は、犯罪被害者等に対し必要な情報の提供及び助言を行うため、市町村及び民間支援団体との連携の下、総合的な相談体制を整備するものとする。

(支援従事者の育成)

第13条 県は、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができるよう、県及び市町村の職員並びに民間支援団体の業務に従事する者で犯罪被害者等の支援に従事するもの(以下「支援従事者」という。)に対し、犯罪被害者等の支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援従事者に対する支援)

第14条 県は、支援従事者が犯罪被害者等の支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第15条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 基本的施策

(心理学的相談の充実等)

第16条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理学

的な相談の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第17条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、家事、育児等に係る援助、病院等への付添いその他の日常生活上の支援に関する必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第18条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等を保護する施設の利用に関する情報の提供及びあっせんその他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第19条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定等）

第20条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備改善その他の事業者による犯罪被害者等の支援を促進するため、事業者に対する啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第21条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第22条 県は、社会全体として犯罪被害者等の支援が推進されるよう、犯罪被害者等の置かれている状況及び必要としている支援について県民等の関心と理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（調査研究）

第23条 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、情報の収集その他の必要な調査研究を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「循環器科」を「循環器内科」に、「精神科及び神経科」を「救急科及び精神科」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年 3月19日印刷
平成22年 3月19日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056